

議案第74号

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定居宅サービス事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部
を改正する条例

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第16条の2 指定訪問介護事業者は，その指定訪問介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ

電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第21条中「前節」を「第4節」に改める。

第29条中「第9条」の次に「並びに第16条の2第1号及び第3号」を加える。

第33条中「第15条（第5項及び第6項を除く。）、第16条、第17条」を「から第17条まで（第15条第5項及び第6項を除く。）」に改め、「第9条」の次に「並びに第16条の2第1号及び第3号」を加える。

第40条、第45条及び第50条中「第9条」の次に「並びに第16条の2第1号及び第3号」を加える。

第56条に次の1項を加える。

- 3 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第57条及び第59条中「第15条」の次に「第16条の2」を加え、「及び第12条」を「第12条並びに第16条の2第1号及び第3号」に改める。

第71条中「第6項を除く。）」の次に「第16条の2」を加え、「第51条及び」を「及び第51条並びに」に、「及び第12条」を「第12条並びに第16条の2第1号及び第3号」に改める。

第77条中「及び第12条」を「第12条並びに第16条の2第1号及び第3号」に改める。

第85条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第87条中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ」を「非常災害に関する」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第88条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第89条中「第15条」の次に「, 第16条の2」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第95条の3中「, 第56条」を削り、「前節」を「第4節」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第101条中「第6項を除く。）」の次に「, 第16条の2」を加え、「, 第78条」を「及び第78条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第108条中「第15条」の次に「, 第16条の2」を、「において」の次に「, 第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と」を加え、「, 「短期入所療養介護従業者」を「「短期入所療養介護従業者」に改める。

第121条第5項中「いう」を「いい, テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第122条中「第15条」の次に「, 第16条の2」を、「において」の次に「, 第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と」を加え、「, 「特定施設従業者」を「「特定施設従業者」に改める。

第129条中「第15条」の次に「, 第16条の2」を、「受託居宅サービス事業所」と」の次に「, 第16条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第135条中「, 第9条」の次に「並びに第16条の2第1号及び第3号」を加える。

第137条中「, 第15条（第5項及び第6項を除く。）、第16条, 第17条」を「から第17条まで（第15条第5項及び第6項を除く。）」に改め, 「, 第9条」の次に「並びに第16条の2第1号及び第3号」を加える。

第142条中「, 第9条」の次に「並びに第16条の2第1号及び第3号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は, 令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間, この条例による改正後の福岡市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営の基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項及び第16条の2（改正後の条例第17条の3, 第21条, 第29条, 第33条, 第40条, 第45条, 第50条, 第57条, 第59条, 第71条, 第77条, 第89条（改正後の条例第95条において準用する場合を含む。）、第95条の3, 第101条, 第108条（改正後の条例第113条において準用する場合を含む。）、第122条, 第129条, 第135条, 第137条及び第142条において準用する場合を含む。）の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは, 「講じるよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

3 施行日から起算して6月を経過する日までの間, 改正後の条例第88条第1項（改正後の条例第95条, 第95条の3, 第101条, 第108条（改正後の条例第113条において準用する場合を含む。）、第122条及び第129条において準用する場合を含む。）の規定の適用については, 同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは, 「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに, 第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。